

奨学金返還支援制度規程

第1条（目的）

この規程は、奨学金を返済している従業員の経済的・心理的な負担を軽減し、安心して働くことのできる環境を整備するとともに、優秀な人材の確保並びに定着を目的とし、長野鋼材株式会社（以下、「会社」という）における、奨学金返還支援制度について定めたものである。

第2条（奨学金返還支援制度）

1. 奨学金返還支援制度（以下、「支援制度」という）として次の2つの制度を定める。
 - 1) 返還手当支給制度
自身の奨学金を現に返還している従業員に対して、会社がその返還額の一部を補助するために、毎月の給与で手当として支給する制度
 - 2) 代理返還制度
自身の奨学金を返還している従業員に代わり、会社がその返還額の一部を返還先に直接送金する制度
2. 奨学金給付先（返還先）の団体等において2)の代理返還が認められている場合、原則として代理返還制度による支援を優先する。

第3条（支援制度の対象者）

支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下、「支援対象者」という）とする。

- 1) 就業規則第2条（1）に定める従業員であること（試用期間中は除く）
- 2) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校の卒業で、現に奨学金を返済している（据置期間中を含む）者
- 3) 入社後15年以内の者
- 4) 40歳未満の者
- 5) 第5条の書類を提出した者
- 6) その他会社が認めた者

第4条（奨学金）

本規程に定める奨学金とは、次のいずれかに該当する奨学金をいう。

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- 2) 都道府県教育委員会の奨学金
- 3) 地方公共団体の奨学金
- 4) その他会社が適当と認めた奨学金

第5条（書類の提出）

1. 支援制度の適用を受けようとする従業員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。
 - 1) 「奨学金返還支援制度申込書」（別紙 様式第1号）
 - 2) 奨学金等の借入総額及び返還計画がわかる書類
 - 3) 入社した月における奨学金等の借入残高がわかる書類
2. 支援対象者は、毎年、会社が指定する日までに奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。
3. 支援対象者は、返還計画の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

第6条（返還手当支給制度による支給方法）

1. 奨学金返還額の一部を、「奨学金返還手当」として毎月の給与で支給する。
2. 奨学金返還手当は、月額20,000円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

第7条（代理返還制度による返還方法）

1. 奨学金給付先（返還先）において定める代理返還制度・手順に従い代理返還を実施する。
2. 返還先への代理返還額は、月額20,000円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

第8条（支援制度の適用期間）

支援制度の適用期間は、第3条に定める支援対象者としての要件を満たす期間とし、返還を猶予される据置期間がある場合は、これを除くものとする。

第9条（支援制度の停止等）

支援制度は、支援対象者から返還先への奨学金の返済が確認できない場合のほか、以下のいずれかに該当する者の支給を停止する。

- 1) 休職期間中の者
- 2) 月の出勤日数が、8割未満の者
- 3) 出勤停止以上の制裁処分を受けて1年を経過していない者
- 4) 育児休業中の者
- 5) 介護休業中の者

第10条（その他）

1. 本規程の改廃は、取締役会に諮ってこれを行う。
2. 本規程の施行日において会社に在籍しており、第3条に定める要件を満たす従業員については、施行日が属する月以降、残存する期間について、本規定により定める奨学金返還支援制度の対象とする。

付 則

1. この規程は、2026年（令和8年）5月1日から新設し施行する。

様式第1号（支援制度）

奨学金返還支援制度 申込書

令和 年 月 日

事業部名：

氏 名： _____ 印

私は、長野鋼材株式会社奨学金返還支援制度規程に基づき、次の支援制度の申込みを致します。

1. 申請者

・ 氏名 _____

・ 生年月日 _____

2. 学歴

・ 最終学歴 _____

・ 学校名 _____

3. 貸与を受けた奨学金について

・ 貸与を受けた先 _____

・ 奨学金の合計額 _____ 円

・ 返還の状況 毎月の返還額 _____ 円

最終返還予定 年 月

※第5条に記載された書類を添付して下さい
（2項・3項に定める書類は都度提出して下さい）